

平成 2 3 年 度

食品安全関係予算概算要求の概要

平成 2 2 年 8 月

厚生労働省 食 品 安 全 部

平成23年度 食品安全関係概算要求総括表

事 項	平成22年度 予 算 額 (A)	平成23年度 財 務 省 要 求 (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B) - (A)	対 前 年 度 比 率 (B) / (A)
	百万円	百万円	百万円	
1 輸入食品等の安全確保策の強化	< 11,534 > 10,220	< 10,364 > 9,631	< Δ 1,170 > Δ 588	89.9% 94.2%
(1) 輸入食品の監視体制等の強化	2,323	2,046	Δ 277	88.1%
(2) その他の食品安全対策等	< 9,210 > 7,896	< 8,318 > 7,585	< Δ 893 > Δ 311	90.3% 96.1%
2 残留農薬、食品汚染物質、容器包装等の安全性の確保	1,467	1,145	Δ 322	78.0%
(1) 残留農薬等ポジティブリスト制度及び食品添加物の安全性確認の着実・計画的な推進	1,381	994	Δ 387	72.0%
(2) 食品汚染物質の安全性検証の推進	28	51	23	182.5%
(3) 食品用容器包装等の安全性確認の計画的な推進	58	99	42	172.1%
3 食品危害防止対策の推進	56	61	5	109.5%
4 健康食品の安全性の確保等の推進	< 66 > 64	< 59 > 58	< Δ 8 > Δ 7	88.3% 89.4%
(1) 健康食品の安全性の確保等	< 52 > 52	< 45 > 45	< Δ 7 > Δ 6	86.6% 88.0%
(2) 食品安全に関する情報提供や意見交換の推進	< 14 > 13	< 13 > 12	< Δ 1 > Δ 1	94.6% 95.4%
5 新型インフルエンザ対策における検疫体制の強化	111	87	Δ 25	—
6 食品安全に関する研究の推進	< 1,486 > 0	< 1,140 > 0	< Δ 346 > 0	76.7%
合 計	< 14,720 > [5,795] 11,918	< 12,855 > [5,913] 10,982	< Δ 1,865 > [118] Δ 937	87.3% 102.0% 92.1%

注1. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。

2. 上段< >は他局計上分を含む。

3. 1(2)の下段の数字は検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の[]は検疫所の人件費分。

主 要 事 項

※他局計上分を含む

1 輸入食品等の安全確保策の強化

10,364百万円(11,534百万円)

- ・輸入食品の監視体制等の強化 2,046百万円

(要 旨)

総務省の行政評価において、検疫所における輸入食品のモニタリング計画に則した検査が十分に行われていない旨勧告されたことを踏まえ、より細やかな食品群毎の輸入量、違反率等の分析に基づき必要とされた検体数に対応できる体制整備を行う。

- ・モニタリング検査件数 85,018件 → 89,470件 (4,452件増)

輸出国における食品安全対策の調査・評価を推進しつつ、現地査察の実施により多種多様な輸入食品に関する問題の早期解決を図る。また、問題事案発生の事後的な場合のみならず、事前に改善措置等を講ずることを含めた輸出国における対日輸出食品の生産・製造工程における衛生管理の実態調査、二国間協議等を行う。なお、このため、主要輸出国の在外公館への担当官の配置を推進する。

加えて、「業務・システム最適化計画」に基づく輸入食品監視支援システム(FAINS)の運用を行う。

また、本年5月、日中両国首脳の立ち会いのもと、両国大臣により締結された「日中食品安全推進イニシアチブ」に基づき、日中間で輸出入される食品の安全性向上のため、閣僚級定期協議、実務者レベル協議・調査を行うなど、食品安全分野における交流及び協力を一層推進する。

- ・BSE対策など食肉の安全確保対策の推進 742百万円

(要 旨)

と畜場法に基づくBSE等の(21か月齢以上の牛、12か月齢以上のめん羊及び山羊)検査キットの整備に対する補助(補助率10/10)を引き続き行う。

また、牛用の不働化設備の整備に要する費用についても引き続き補助を行う。

さらに、米国及びカナダ産牛肉の対日輸出プログラムが確実に実施されていることを確認するため、定期的に日本向け輸出食肉処理施設等の査察を行う。

2 残留農薬、食品汚染物質、容器包装等の安全性の確保

1, 145百万円 (1, 467百万円)

(1) 残留農薬等ポジティブリスト制度及び食品添加物の安全性確認の着実・計画的な推進 994百万円

(要旨)

・残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進 380百万円

食品に残留する農薬等の安全確認のため、ポジティブリスト制度への移行に伴い暫定的な残留基準を設定した758農薬等の基準値について、安全性評価を踏まえた見直しを計画的に行うとともに、加工食品の試験法の開発を進め、制度の着実な推進を図る。なお、計画については、実態を踏まえ、随時必要な見直しを行う。

・指定添加物等の安全性確認の実施等 614百万円

指定時期が古い指定添加物等について、遺伝子組換え動物を用いた毒性試験などバイオテクノロジーの進歩を活用しつつ、安全性の見直しを計画的に実施するとともに、国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている添加物の指定についても、国際的基準との整合性に配慮しつつ、必要な検討を行い、引き続き食品添加物等の安全性確保を推進する。

(2) 食品汚染物質の安全性検証の推進 51百万円

(要旨)

水銀、ヒ素、カドミウムなどの重金属、アフラトキシンなどの自然毒、アクリルアミドなどの製造副生成物等の食品中の汚染物質対策について、基準設定、低減化方策、対象拡大などの安全性確保や国際基準等への対応を図る。

(3) 食品用器具容器包装等の安全性確認の計画的な推進 99百万円

(要旨)

食品用容器包装及び乳幼児用おもちゃ等については、多種多様な化学物質が使用されており、人体への有害性が懸念されているものもあることから、安全性確保のための調査・試験を行い、規格基準の見直しを行う。

また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制については、既に欧米においてポジティブリスト制度が導入され、国際基準となりつつあることから、海外規制状況等の基礎データを収集し、溶出、毒性試験を実施するなど、国際整合化も勘案しつつ、規制の見直しに向けた調査検討を行う。

さらに、近年利用が高まる傾向にあるリサイクル素材、活性・機能性材料等を使用した器具・容器包装等について、流通実態・使用実態を調査し、溶出・毒性試験を実施するなど、ガイドライン作成に向けた検討を進める。

3 食品危害防止対策の推進

61百万円 (56百万円)

(要 旨)

中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案等を踏まえ、食中毒による健康被害の早期探知、迅速な分析・評価と情報共有による被害の拡大防止を図るため、都道府県等や研究所等の関係機関との連携を図るとともに、食中毒速報、食中毒発生動向、疫学調査など随時共有できる食中毒調査支援システムの運用等を推進する。

4 健康食品の安全性の確保等の推進

59百万円 (66百万円)

(1) 健康食品の安全性の確保等

45百万円

(要 旨)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、発生時の迅速かつ適切な対応を図る。

また、ここ数年遺伝子組換え食品の製品開発の増加に伴い、申請件数が増加の一途をたどっており、今後も増える見込みであることから、審査体制の整備を図る必要がある。

(2) 食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

13百万円

(要 旨)

食品安全基本法、食品衛生法に基づき、また、食育を推進する観点から、厚生労働省が実施する食品安全に関する施策について、消費者の意識の高まりに対応するため、消費者の関心の高い輸入食品の海外情報を提供し消費者に身近で双方向型の意見交換会を開催するなど、消費者の目線に立ったリスクコミュニケーション(消費者等との双方向の意見交換)の実施を推進する。

- ・消費者等との意見交換会、現地視察型意見交換会等の開催
- ・リスクコミュニケーション手法等の評価等(懇談会の開催等)
- ・食の安全施策に関する普及啓発

5 新型インフルエンザ対策における検疫体制の強化

87百万円 (111百万円)

(要 旨)

今般発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) への対応を踏まえて改正する「検疫に関するガイドライン」等に基づき、世界各地で発生している鳥インフルエンザ (H5N1) からの変異が危惧されている新型インフルエンザ (H5N1) などに対応するため、検疫業務研修など検疫所における水際対策の充実強化を図る。

6 食品の安全の確保に資する研究等の推進

1,140百万円 (1,486百万円)

(要 旨)

輸入食品の安全性確保、BSEの人への影響、食品中の微生物・化学物質のリスク管理、食品添加物の安全性確保等の食品に関連する様々な問題に対し、科学的根拠に基づいた安全性に関する調査研究、先端技術を応用した検査技術の開発とともに、調査研究等を実施することにより、油症研究の充実を図るなど、食品の安全の確保に資する研究を推進する。